

●海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案

< 予算関係法律案 >

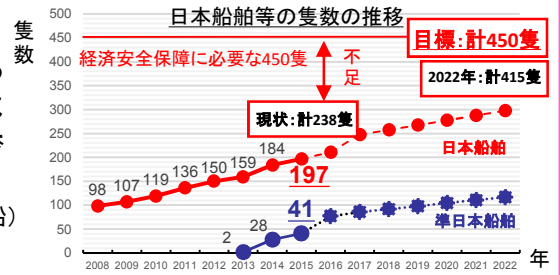
背景・必要性

① 経済安全保障の確立

- 我が国海外航船舶運航事業者が厳しい国際競争にさらされている中でも、経済安全保障の確立に必要な日本船舶等の確保が必要。(日本船舶と準日本船舶^(注)で450隻必要)

(注) 現行は、外航船舶運航事業者(オペレーター)の海外子会社所有船(外国籍船)のうち、災害時等に迅速に日本籍化されることについて大臣認定を受けたもの。

- 海上運送事業の強化を通じた造船業等の活性化により、地方創生に繋げる必要。



② 海事生産性革命(i-shipping)の推進

- 我が国海事産業の活性化及び国際競争力の強化を図るため、先進船舶^(注)の研究開発・製造・導入・普及を制度的枠組みのもとに促進することが必要。

(注) 先進船舶: 運航を効率化できる先進的な技術(海上ブロードバンドを活用した通信等)を搭載した船舶や、天然ガス燃料船 ⇒ 運航の効率化、環境負荷低減等



③ 国際条約の確実な履行

- MLC条約(海上労働条約)や、STCW条約(船員の訓練・資格証明・当直基準条約)が改正。

法案の概要

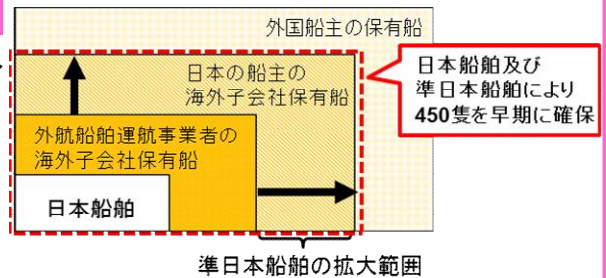
① 準日本船舶の認定対象の追加等<海上運送法等>

- 準日本船舶の認定対象として、日本の船主の海外子会社保有船を追加【トン数標準税制の拡充関係】

(注) 現行は、外航船舶運航事業者の海外子会社保有船のみ

➡ 経済安全保障の早期確立、国際競争力の強化

- 航海命令時に準日本船舶を日本籍化する際に必要な諸手続の円滑化(船員法)

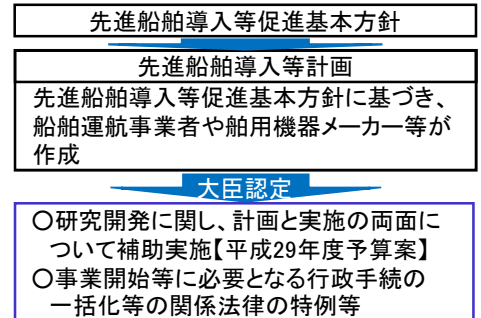


② 先進船舶導入等計画認定制度の創設<海上運送法>

- 国土交通大臣が先進船舶の研究開発・製造・導入に関する基本方針(先進船舶導入等促進基本方針)を策定

- 先進船舶導入等計画の認定制度を創設

➡ 認定計画に基づく先進船舶の導入等を補助金等により支援



③ 船員の資格の創設等<船員法>

- 海上労働証書の検査項目の追加、有効期間の延長措置等
- 天然ガス燃料船や極海を航行する船舶に乗船する船員の資格を新設

【目標・効果】

- ① 日本船舶等を450隻とする体制の早期確立を図り、我が国の安定的な海上輸送の確保を実現
 - ② 先進船舶の導入を促進し、我が国海事産業の国際競争力強化、海運分野における環境負荷の低減を実現
- (KPI) ①: 日本船舶等の隻数 238隻(2015年央) ⇒ 415隻(2022年度末) ⇒ 450隻(可能な限り早期)
- ②: 我が国造船業の船舶建造シェア 20%(13百万/68百万総トン、2015年) ⇒ 30%(225百万/75百万総トン、2025年)
- 先進船舶の導入隻数 0隻(2017年) ⇒ 250隻(2025年)
- 我が国造船業の売上げ 2.4兆円(2014年) ⇒ 6兆円(2025年)